

返 還

使用している納骨室からお骨を引き取る場合は、必要な書類などをご準備のうえ、環境保全課の窓口で「返還」の手続きを行って下さい。

※代理人が手続きを行う場合は、委任状、使用者の身分証（コピー可）、代理人の身分証が必要です。

※使用者が死亡した場合は、承継（名義変更）の手続きが必要です。

ご準備していただく物

①使用許可証

②那覇市民共同墓短期収蔵納骨室焼骨(収蔵・返還)承認申請書

※使用者の住所に変更があれば住所変更手続きが必要です。

※なお、市外在住の場合、使用者の特別住民抄本(本籍記載のもの)が1通必要です。

③那覇市霊園施設返還届

④使用者の身分証（運転免許証・マイナンバーカード・パスポート・障害手帳など）

⑤改葬許可を受ける者（使用者）の印鑑（認印可）

⑥改葬先の住所又は地図

※遺骨を移動するには「改葬許可証」が必要です。

※環境保全課での手続きが終わりましたら、那覇市役所ハイサイ市民課9番窓口にて「改葬許可証」の申請を行って下さい。

※ 注意事項 ※

※代理人が手続きを行う場合は、委任状、使用者の身分証（コピー可）、代理人の身分証が必要です。

※使用者の身分証や住民票が不備の場合、手続き出来ない事がありますので、ご注意ください。

※使用期間の満了前に施設を返還した場合でも、すでに納めた使用料金の還付はありませんのでご了承ください。

〒900-8585 那覇市泉崎 1-1-1 7F 那覇市 環境部 環境保全課
墓地行政推進グループ TEL : 098-951-3229 FAX : 098-951-3230

第 25 号様式(規則第 20 条関係)

<p>那覇市霊園施設返還届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>那覇市長 宛</p> <p style="text-align: center;">申請者 本籍 住所 氏名 電話番号</p> <p>次のとおり那覇市識名霊園の霊園施設を返還するので届け出します。</p>	
施設名	<ul style="list-style-type: none"> ・那覇市民共同墓 (短期収蔵納骨室・合葬式墓地) ・那覇市識名霊園 墳墓地
墳墓地又は納骨壇の位置	
許可番号	<p>那 環 保 第 号 年 月 日</p> <p>那環市指令環保第 号 年 月 日</p>
返 還 理 由	
返 還 予 定 日	年 月 日
添 付 書 類	
備 考	